

菅原・佐々木法律事務所報酬基準表

(平成28年9月21日より施行)

※下記の料金表は税抜の価格となっております。別途消費税がかかりますので予めご了承ください。

種別等	事件種類	報酬種類	報酬基準額
全般	実費等		収入印紙代・郵便切手代・謄写料、交通通信費、宿泊料等は実費として請求させていただきます。
全般	法律相談	相談料	30分毎 5000円 (初回30分は無料)
	出張日当	日当	半日(2時間から4時間) 3万円以上5万円以下
1日(4時間を超える) 5万円以上10万円以下			
民事	一般訴訟事件 (非類型事件)	着手金	着手金は、事件の経済的利益が 300万円以下の場合 一律20万円 300万円を超え1000万円以下の場合 5%+5万円 1000万円を超え1億円以下の場合 4%+15万円 1億円を超える場合 3%+115万円
		報酬金	報酬金は、事件の経済的利益が 100万円以下の場合 一律20万円 100万円を超え1000万円以下の場合 15%+5万円 1000万円を超え1億円以下の場合 10%+55万円 1億円を超える場合 8%+255万円
	一般事件示談交渉及び調停事件 (非類型事件)	着手金および報酬金	着手金、報酬金とも一般訴訟事件の3分の2とします。 示談交渉から調停、示談交渉又は調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、一般訴訟事件の2分の1とします。
	離婚事件	着手金	着手金は 離婚のみの場合、示談交渉・調停で一律20万円、訴訟で一律30万円です。 離婚以外に親権、養育費、財産分与、慰謝料、婚姻費用等が問題となる事案は、上記とは別に、一律10万円追加します。 離婚示談交渉から離婚調停を受任するとき、離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金はいずれも10万円追加します。
		報酬金	報酬金は 示談交渉・調停で一律20万円、訴訟で一律30万円です。 養育費・慰謝料・財産分与・婚姻費用が認められた場合、養育費・婚姻費用については1ヶ月分相当額、財産分与・慰謝料については実際回収額について一般訴訟及び示談交渉事件報酬基準と同じで報酬金が発生します。
	交通事故事件	着手金	示談交渉・交通事故紛争処理センターでの紛争解決・訴訟事件とも相手方に任意保険会社がついている場合、着手金は無料です。 相手方に任意保険がついてない場合は、一般訴訟事件基準と同じです。 被害者請求は、別途5万円以上とします。
		報酬金	示談交渉は、対任意保険会社の場合、報酬金は取得金額(上乗せ金額)の15%相当額プラス10万円。 交通事故紛争処理センターでの紛争解決・調停・訴訟事件は、相手方に任意保険会社がついている場合は、報酬金は取得金額(上乗せ金額)の20%相当額プラス20万円。 相手方に任意保険会社がついてない場合は、一般訴訟事件基準と同じです。 被害者請求は、取得保険金額の5%相当額とします。
	督促手続	着手金	事件の経済的な利益の額が、 300万円以下の場合 経済的利益の2% 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+3万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+18万円 3億円を超える場合 0.3%+78万円 ※訴訟に移行したときの着手金は、一般訴訟の金額と上記金額の差額。 ※着手金の最低額は5万円
報酬金		一般訴訟事件の金額の2分の1。 ※報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求が出来る。	

種別等	事件種類	報酬種類	報酬基準額
民事	境界に関する事件	着手金 および 報酬金	示談・調停・訴訟何れも着手金は30万円として、事案の複雑さ調査に要する時間等を考慮して増額します。 示談から調停、調停から訴訟と移行する場合は、それぞれ着手金を10万円追加します。 報酬金は原則30万円とし、目的を達成した程度、終了までの労力・時間等を考慮して決定します。
	建物明渡事件	着手金 および 報酬金	示談・調停・訴訟何れも最低の着手金・報酬金とも一律20万円とし、賃料月額21万円以上の場合は、着手金・報酬金何れも賃料月額相当額とします。 示談から調停、調停から訴訟に移行するときはそれぞれ着手金を10万円追加します。
	保全命令申立事件等 ※本案事件とは別途発生します。	着手金	訴訟事件基準額の2分の1。 審尋又は口頭弁論を経た時は、訴訟事件基準額の3分の2。 着手金の最低額は10万円とします。
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき 訴訟事件基準額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たとき 訴訟事件基準額の3分の1 本案の目的を達したとき 訴訟事件基準額に準じる
	民事執行事件	着手金	執行事件のみの受任の場合、訴訟事件の2分の1とします。 訴訟事件から引き続き受任する場合の着手金は、建物明渡執行事件20万円、その他の執行事件は、10万円とします。
		報酬金	執行事件のみの受任の場合、訴訟事件の2分の1とします。 訴訟事件から引き続き受任する場合の報酬金は、訴訟事件報酬金に含まれます。
	破産・民事再生・会社 整理・特別清算、会社 更生の申立事件	着手金	非事業者の自己破産 30万円以上 非事業者の再生 40万円以上 事業者の自己破産 50万円以上 事業者の民事再生 100万円以上 会社整理 100万円以上 特別清算 100万円以上 会社更生 200万円以上
		報酬金	訴訟事件基準額に額に準じますが、経済的利益は、配当計算、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益などを考慮して算定します。ただし、免責決定を受けたときに限ります。
	非事業者任意債務整理事件 (過払金請求事件)	着手金	着手金は、1社のみの場合、4万円とし、2社以上の場合、2社目から1社につき2万円追加します。又は債務総額の3%相当額のいずれか大きい方とします。又、事情により分割支払も可能です。
		報酬金	報酬金は、①減額した場合は、債務を減額した額の1割とします。②過払い金が発生した場合は、取り戻した額の2割を合計した額とします。
	行政上の審査請求・異議申立・再審査請求・その他の不服申立事件	着手金	訴訟事件基準額の3分の2。但し、最低額を10万円とします。
		報酬金	訴訟事件基準額の2分の1。但し、審尋・口頭審理を経た場合、一般訴訟事件の基準に準じます。
	証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる）	手数料	20万円に訴訟事件基準額の10%を加算した額。 特に複雑又は特殊な事情がある場合、弁護士と依頼者との協議により定める。
即決和解	手数料	示談交渉を要しない場合は、経済的利益の額が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.5%+22万円 3億円以上の場合 0.3%+82万円 示談交渉を要する場合は、示談交渉事件の基準に準じる。	

種別等	事件種類	報酬種類	報酬基準額
刑事	起訴前	着手金	被害者との示談交渉を要するものは40万円、要しないものは30万円とします。尚、接見回数が多数回予想されるものはその予想回数により増額します。裁判員裁判事件については別途ご相談とさせていただきます。
		報酬金	不起訴又は求略式命令で終了した場合は20万円とし、起訴された場合は報酬金はありません。裁判員裁判事件については別途ご相談とさせていただきます。
	起訴後	着手金	50万円。尚、接見回数が多数回予想されるものはその予想回数により増額します。又起訴前から引き続き担当する場合は、2分の1とします。裁判員裁判事件については別途ご相談とさせていただきます。保釈請求は別途10万円とします。
		報酬金	刑の執行猶予を得た場合は、30万円とし、求刑よりも減刑された場合は、減刑の程度により上記の額を超えない額とします。裁判員裁判事件については別途ご相談とさせていただきます。
	保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立	着手金 報酬金	事件の内容によって、被告事件及び被疑事件のものとは別途発生いたします。金額は、事件の内容を考慮し、協議のうえ決定します。
	告訴・告発	着手金 報酬金	着手金、報酬金とも1件につき10万円以上とします。

※裁判上の事件は審級ごとに1件として弁護士報酬を定めます。

※裁判外の事件が裁判上の事件に移行したときは別件とします。

※裁判上の事件について、引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬のみ発生します。

※事件内容によっては、上記料金表を基準に別途協議させていただきます。